

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－610	承認日	1991.5.13	1/1
新規採用者の移転費用について					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

今回、新規採用者（医師を除く）に対しての移転費について、以下のように決定する。

記

- ① 県内よりは 20,000 円を限度として実費支給する。
- ② 福井、富山よりは 30,000 円を限度として実費支給する。
- ③ 北陸三県以外には 50,000 円を限度として実費支給する。

この支給については、申請書（本部－帳－本事 1 2 3）に領収書を添付して、院所事務長に提出する。

1880 年 5 月 26 日 制定
1991 年 5 月 13 日 一部改訂